

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、飼料添加物フィターゼ（その 2 の（8））について新たに成分規格等を定めるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正する。）。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 省令別表第 1 の 1 の（2）に、フィターゼ（その 2 の（8））は豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する*。
- ② 省令別表第 2 の 8 に、フィターゼ（その 2 の（8））の成分規格等を規定する。

〔※ 規定順は制定順による。〕

4 留意事項

フィターゼ（その 2 の（8））の養殖水産動物に対する効果については、農業資材審議会においては、さけ科及びすずき科の魚類に限って確認されたものであり、他の魚種等に対する効果については検証されていない。

このため、本飼料添加物を含む飼料の販売に当たっては、このことについて、適切に情報提供を行うよう、飼料製造業者及び飼料添加物製造業者等に対して周知徹底を図られたい。

なお、安全上の問題はないことから、本飼料添加物を養殖水産動物（魚類及び甲殻類）を対象とする飼料に使用することは差し支えない。

5 施行期日

令和 7 年 12 月 1 日

6 パブリックコメントの実施期間

令和 7 年 9 月 17 日～10 月 16 日